

公布された規則のあらまし

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 43 号）

- 1 地方公務員災害補償法施行規則が改正されたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害の範囲の一部を見直すこととした。（別表第 1 関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。